

## 県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園について県民をはじめとする公園利用者の認識を深め、保護するとともに、その利用の増進を図るため、予算の定めるところにより、県立自然公園及びその周辺において県立自然公園内の受入環境の整備や新たな自然体験活動の立ち上げに向けた取組等を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (3) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。

### (補助対象事業内容、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象事業内容、補助対象経費及び補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。ただし、単一の事業者の利益のみを目的とするものは除く。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2-1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2-2号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

### (補助金の交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業に要する費用、経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。

(1) 補助対象経費の3割を超えない区分間の配分額の増減であつて、補助金額に影響を及ぼさない補助事業に要する経費の変更

(2) 事業の場所又は実施期間に著しい変更を生じない補助事業の内容の変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第4号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書(別記第4-1号様式)

(2) 変更収支予算書(別記第4-2号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第5号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

4 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定により、知事の承認を受けようとする場合の承認申請書は、別記第7号様式又は別記第8号様式のとおりとし、承認通知書は、それぞれ別記第9号様式又は別記第10号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業報告書(別記第11-1号様式)

(2) 収支精算書(別記第11-2号様式)

(3) 領収書の写し等

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)の日から1か月以内又は毎年度3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。

別表（第3条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 補助対象事業内容</p> <p>○ 県立自然公園及びその周辺の利用増進に資する施設等の受入環境整備で、次の取組に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園利用者の長時間の滞在につながるもの</li><li>・公園利用者の誘客につながるもの</li><li>・自然環境の保護や環境美化につながるもの</li><li>・快適な利用環境の確保につながるもの</li></ul> <p>○ 県立自然公園の魅力を生かした自然体験等の利用促進で、次の取組に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自然体験の開発・提供につながるもの</li><li>・質の高い自然体験等の提供につながるもの</li><li>・公園内の周遊案内につながるもの</li><li>・自然環境の保護につながるもの</li></ul> |
| <p>2 補助対象経費</p> <p>報償費，需用費（消耗品費，修繕費，燃料費，印刷製本費），役務費，委託料，使用料・賃借料，備品購入費，負担金，旅費</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>3 補助率（補助金額）</p> <p>10 分の 10（定額 50 万円以内）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

※対象経費の詳細は留意事項に示すとおりとする。